

## 伊方町総合教育会議運営要綱

平成28年11月9日  
伊方町総合教育会議決定

### (趣旨)

第1条 この告示は、町長と教育委員会が意思疎通を図り、本町教育の目指すべき方向性や課題等を共有しながら、連携して教育行政を推進することを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づき、伊方町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (構成員)

第2条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

### (会議)

第3条 会議は、町長が招集する。

- 2 町長は、会議を開催する場合は、日時、開催場所、協議題等を示し教育委員会へ通知しなければならない。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 4 町長が緊急を要すると認める場合は、町長と教育長との協議で会議を開催することができる。

### (意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその会議録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により非公開とした事項は除く。

(調整結果の尊重)

第7条 町長及び教育委員会は、それぞれの権限に属する事務を執行するにあたって、会議において調整が行われ合意した事項については、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務局を、総合政策課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年11月9日から施行する。